

仕 様 書

1. 業務名

まこまる水道子メーター交換業務

2. 業務場所（別紙1 位置図参照）

まこまる（旧真駒内緑小学校）1階 住所：南区真駒内幸町2丁目2-2

3. 業務内容

まこまる機械室に設置されている水道子メーター2台、水道メーター受信器2個について、更新を行なう。

対象機器：更新対象機器一覧（別紙2）、給水系統図（別紙3）参照

4. 業務委託期間

契約日から令和5年8月31日（木）まで

水道子メーター交換業務は令和5年7月31日（月）までに完了すること。

5. 業務完了届等

受託者は、当該業務を完了したときは、遅滞なく、業務完了届及び施行前後の写真を委託者に提出しなければならない。このとき、該当メーターの交換前の指針及び交換後の指針が分かるよう撮影したものを提出すること。

6. 環境負荷の低減

本業務においては、本市の環境マネジメントシステムに準じ、環境負荷低減に努めること。

(1) 極力低公害車等、環境に負荷の少ない車両を使用すること。

(2) 環境に負荷の少ない車両を使用すること。

ア 急発進、急加速、空ふかしをせず、エコドライブの推進に努めること。

イ 適正な空気圧、経済速度で走行すること。

ウ 不要な荷物、遊具類を積まないこと。

(3) アイドリングストップを徹底するなど、燃料の節約に努めること。

ア 駐停車する場合には、エンジンを止めること。

イ 必要以上の暖機運転及び冷暖房のためのアイドリングを自粛すること。

ウ 環境保全の観点から、車両の点検・整備を日常的に実施すること。

(4) ごみ減量及びリサイクルに努めること。

ア ごみ分別の徹底を図ること。

イ 廃棄物の適正処理に努めること。

- (5) 業務で使用する機器、商品及び材料等については、極力環境に配慮したものをを使用すること。
- ア 機器等については、低騒音型のものを使用すること。
 - イ 環境保全の観点から、点検・整備を日常的に実施すること。
- (6) 作業員等の人員輸送については、なるべく公共交通機関の利用に努めること。また、車を使用する場合は、乗り合わせを行い必要最低限にとどめること。

7. 諸法規の遵守

受託者は、業務の施行にあたり、建設業法、労働基準法、職業安定法、労働安全衛生法、労働災害補償保険法、公害対策基本法、農薬取締法、道路交通法等の諸法令を遵守し、業務の円滑な進捗を図るとともに、諸法令の運用は、受託者の負担と責任において行わなければならない。

8. 保険

業務委託の期間中は、各種社会保険に加入し、作業の期間中は任意の損害保険に加入しなければならない。また、道路交通法の適用を受ける機械の使用に当たっては、自賠責保険と同額以上の任意保険に加入し業務員の確認を受けなければならない。

9. 業務可能な時間帯

施設運営上、工事は日曜又は祝日の昼間に行うこと。

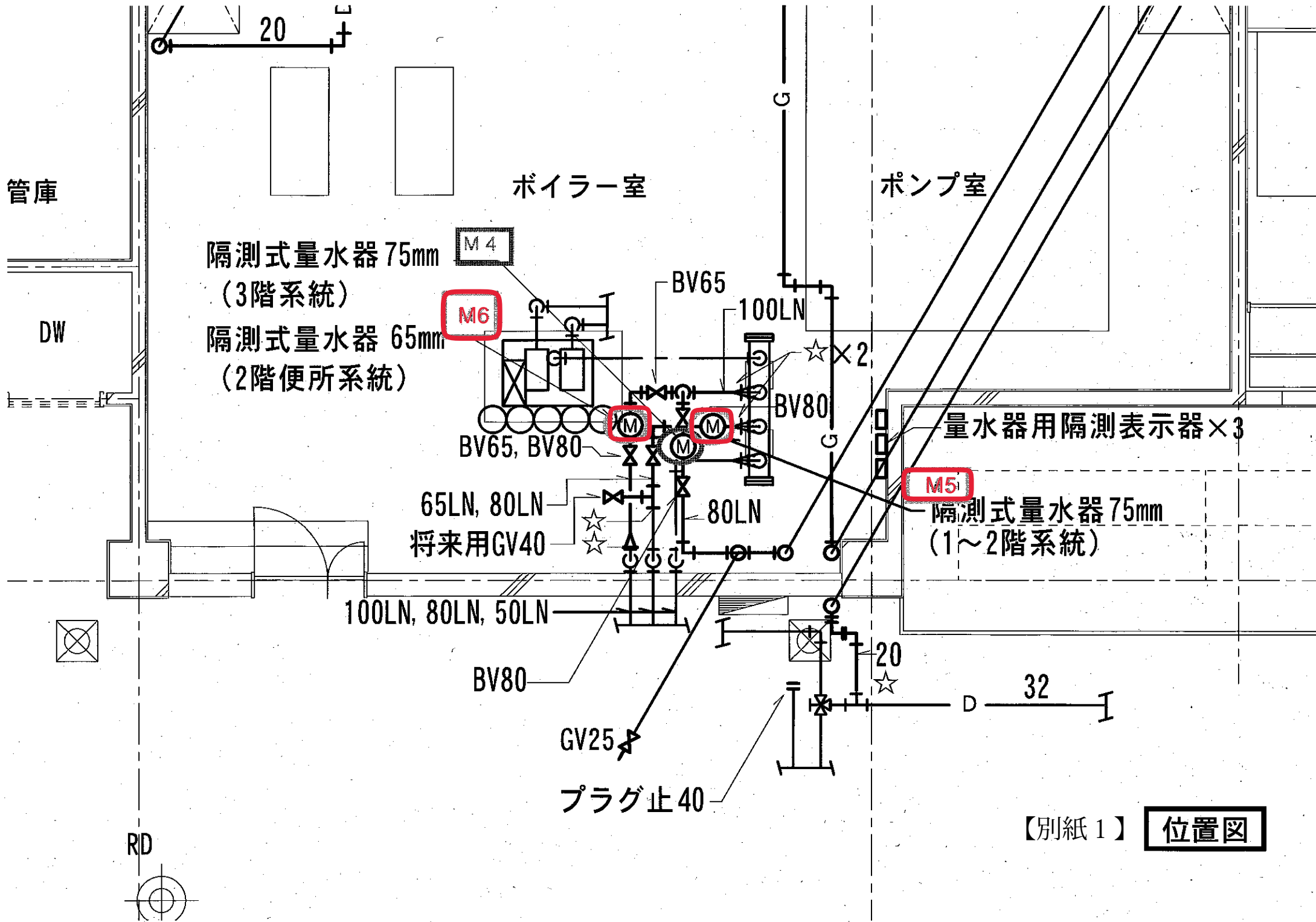
10. 作業に係る注意事項

- (1) 作業日について、事前に委託者へ報告し承認を得ること。
- (2) 敷地外施設等に損害を与えないこと。万が一損害または異常があった場合は、適宜報告すること。
- (3) 交換作業は、作業に係る有資格者により行なうこと。
- (4) 取り外した水道メーターは、受託者の責において処分すること。

11. 協議

前記業務内容に疑義が生じた場合、その他業務上必要な事項は、委託者受託者両者協議の上、これを決定するものとする。

担当：札幌市子ども未来局子ども育成部子どもの権利推進課
北川 電話 211-2942



管庫

ボイラー室

ポンプ室

隔測式量水器 75mm
(3階系統)

隔測式量水器 65mm
(2階便所系統)

M4

M6

M

M

M5

量水器用隔測表示器 x 3
隔測式量水器 75mm
(1~2階系統)

DW

65LN, 80LN
将来用GV40

100LN, 80LN, 50LN

BV80

GV25

プラグ止 40

BV65

100LN

BV80

80LN

32

RD

【別紙 1】 位置図

《更新対象機器一覧》

水道メーター更新機器 2台

	共用部メータ名称	メータ記号	経口	型式	備考
1	1～2階系統	M5	65mm	GFDT65	有効期限R5.1
2	2階便所系統	M6	75mm	GFDT75F	有効期限R5.1

パルス発信式受信部 2台

	名称	受信部記号		型式	備考
1	パルス用水道メーター受信器	M5、M6		KDC811	

旧真駒内緑小学校 給水系統図

改修後

